



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 3

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 …………… 4

告 示

沖縄県告示第445号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成25年8月6日から同月27日まで沖縄県土木建築部港湾課及び竹富町役場において縦覧に供する。

平成25年8月6日

船浦港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 出願書受理年月日 平成25年5月28日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

(2) 埋立区域

ア 位置 八重山郡竹富町字上原562番11、572番26、572番12及び572番14の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑤の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位（D.L.+1.72メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成11年10月7日付け沖縄県指令土第1084号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.72メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（上原）北緯24度25分02秒7244、東経123度48分00秒6537から122度29分24秒80.33メートルの地点

②の地点 ①の地点から127度23分15秒0.75メートルの地点

③の地点 ②の地点から132度28分43秒29.29メートルの地点

④の地点 ③の地点から222度28分45秒15.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から132度28分26秒18.92メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から222度28分12秒0.78メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から132度30分38秒2.10メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から42度31分26秒0.79メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から132度28分38秒23.98メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から222度28分39秒9.29メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から132度27分05秒0.72メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から222度28分44秒30.93メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から132度28分39秒50.00メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から222度28分33秒6.62メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から132度28分17秒1.62メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から222度28分33秒35.37メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から161度27分23秒1.00メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から164度12分43秒1.00メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から166度48分43秒1.00メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から169度38分01秒1.00メートルの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から172度21分22秒1.00メートルの地点
 ㉒の地点 ㉒の地点から175度00分29秒1.00メートルの地点
 ㉓の地点 ㉓の地点から177度42分26秒1.00メートルの地点
 ㉔の地点 ㉔の地点から180度27分30秒1.00メートルの地点
 ㉕の地点 ㉕の地点から183度09分16秒1.00メートルの地点
 ㉖の地点 ㉖の地点から185度54分36秒1.00メートルの地点
 ㉗の地点 ㉗の地点から188度34分03秒1.00メートルの地点
 ㉘の地点 ㉘の地点から191度18分36秒1.00メートルの地点
 ㉙の地点 ㉙の地点から194度00分30秒1.00メートルの地点
 ㉚の地点 ㉚の地点から196度43分56秒1.00メートルの地点
 ㉛の地点 ㉛の地点から199度42分43秒1.19メートルの地点
 ㉜の地点 ㉜の地点から327度17分45秒73.08メートルの地点
 ㉝の地点 ㉝の地点から330度53分55秒3.68メートルの地点
 ㉞の地点 ㉞の地点から338度27分37秒10.29メートルの地点
 ㉟の地点 ㉟の地点から336度55分59秒1.66メートルの地点
 ㊱の地点 ㊱の地点から42度28分11秒46.46メートルの地点
 ㊲の地点 ㊲の地点から313度00分14秒1.58メートルの地点
 ㊳の地点 ㊳の地点から42度37分42秒8.60メートルの地点
 ㊴の地点 ㊴の地点から312度28分03秒50.06メートルの地点
 ㊵の地点 ㊵の地点から42度25分24秒18.89メートルの地点
 ㊶の地点 ㊶の地点から312度29分10秒0.73メートルの地点

ウ 面積 5,140.11平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字上原562番11、572番8、572番9、572番10、572番12、572番13、572番14、572番15、572番25及び572番26の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（上原）北緯24度25分02秒7244、東経123度48分00秒6537から168度55分45秒80.02メートルの地点

②の地点 ①の地点から42度27分29秒92.28メートルの地点

③の地点 ②の地点から132度27分12秒172.53メートルの地点

④の地点 ③の地点から222度28分40秒112.48メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から232度45分54秒50.05メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から321度47分48秒62.73メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から58度03分02秒19.65メートルの地点

ウ 面積 22,197.26平方メートル

(4) 埋立地の用途 物揚場用地、荷捌地用地、船揚場用地及び道路用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第403号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 8 月 6 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 3 事業施行期間 平成19年 6 月15日から平成30年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第403号、平成22年沖縄県告示第395号及び平成24年沖縄県告示第162号の事業地のうち那覇市安里3丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8 月 6 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 3 月16日 沖縄県指令土第190号、平成24年 6 月25日 沖縄県指令土第834号（変更）、平成25年 7 月17日 沖縄県指令土第968号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字為又1015番ほか13筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 里道及び河川
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市字瀬嵩446番地1 社会福祉法人名護学院 理事長 崎濱秀政
- 5 検査済証番号 平成25年 7 月25日 第4012号
- 6 工事完了年月日 平成25年 7 月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8 月 6 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月 2 日 沖縄県指令土第1001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字汀間100番ほか67筆（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進

- 5 検査済証番号 平成25年7月25日 第4013号
- 6 工事完了年月日 平成25年6月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年8月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月25日 沖縄県指令土第830号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平353番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満2427番地1 ユートピア南浜205号 大城直也、糸満市字糸満2427番地1 ユートピア南浜205号 大城邦子
- 5 検査済証番号 平成25年7月29日 第4014号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年8月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月26日 沖縄県指令土第1102号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波616番3及び616番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目7番地の9 県営西崎第二団地101号 久田みゆき
- 5 検査済証番号 平成25年7月29日 第4015号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月10日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第88号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年8月6日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	フサキリゾートヴィレッジ	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	平成25年5月29日から 平成26年5月28日まで
レジャーポット	有限会社ナビー	有限会社ナビー (代表取締役) 銘苅宗政	平成25年5月18日から 平成26年5月17日まで
	株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 渡口昇	同上
	水納島ビーチ・マリンショップ有限公司マーメイド	有限会社マーメイド (代表取締役) 中山任加	同上

提 供 業	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート	株式会社パノラマ・ホテルズ・ワ ン石垣ホテル事業所 (代表者) 井上直樹	同上
	マリーンプロダクト	株式会社マリーンプロダクト (代表取締役) 清水淳	平成25年 5月23日から 平成26年 5月22日まで
潜 水 業	有限会社シーフレンド	有限会社シーフレンド (代表者) 大城秀幸	平成25年 5月18日から 平成26年 5月17日まで
	株式会社オーシャンスタイル	株式会社オーシャンスタイル (代表取締役) 金城武光	同上
	体験ダイビング専門店風	体験ダイビング専門店風 (代表者) 宇川海	同上
	ダイビングサービスパパクラブ	ゴールドグランツ株式会社 (代表取締役) 金城達正	同上
	リーフリゾートかりゆし	有限会社リゾートエンタープライ ズ沖縄 (代表取締役) 平良朝敬	同上
	有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	同上
	ソードフィッシュ	株式会社シーフォー (代表取締役) 山城政作	同上
	株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 渡口昇	同上
	MARINECLUB HONEY	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 渡口昇	同上
	バブルボックス	バブルボックス (代表者) 水田知志	同上
	ロコマリンサービス	ロコマリンサービス (代表者) 黒部裕美	同上
	マリンショップ taitai	マリンショップ taitai (代表者) 川勝大輔	同上
	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート	株式会社パノラマ・ホテルズ・ワ ン石垣ホテル事業所 (代表者) 井上直樹	同上
	ダイブコーヴィー	ダイブコーヴィー (代表者) 山田賢治	同上
	ホヌホヌダイバーズ	ホヌホヌダイバーズ (代表者) 永坂哲朗	平成25年 5月23日から 平成26年 5月22日まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---